資料番号	５

令和８年 11 月 19 日
課　名　土木建築局道路整備課
担当者　課長　山本
内　線　3896

「道路の除草等実施計画 2026（案）」について

１　要旨

「社会資本未来プラン」において道路部門の事業別計画に位置付けている「広島県道路整備計画 2026（案）」を踏まえ、道路の除草・伐木に関する取組内容を定めた「道路の除草等実施計画 2026（案）」を策定する。

２　道路の除草等実施計画 2026（案）の概要

(1)　**計 画 期 間**　　令和８年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）〔５年間〕

(2)　**投資予定額**　　概ね 77 億円（「広島県道路整備計画 2026（案）」の投資予定額の内数）

(3)　**実 施 方 針**

道路利用者の安全・安心を確保するために、これまで実施してきた除草対策を推進するとともに、令和６年度～７年度に実施した除草対策の試行結果を踏まえ、県内全域において、新たな取組を次のとおり展開していく。

【これまでに実施してきた取組を継続して実施】

①　除草対策の確実な実施

②　通学路や観光ロードなどに加え、交通量の多い箇所など住民ニーズの高い箇所に対する防草コンクリート対策

【新たな取組】

①　草の繁茂原因となる路肩や道路側溝の堆積土の除去

②　歩道舗装のひび割れから繁茂する雑草に対する舗装補修

③　通学路等緊急性が高い区間の伐木

④　定期的な路面清掃

⑤　除草剤の使用（実施区間は、地元調整が可能な箇所に限る）

(4)　**事業実施箇所**

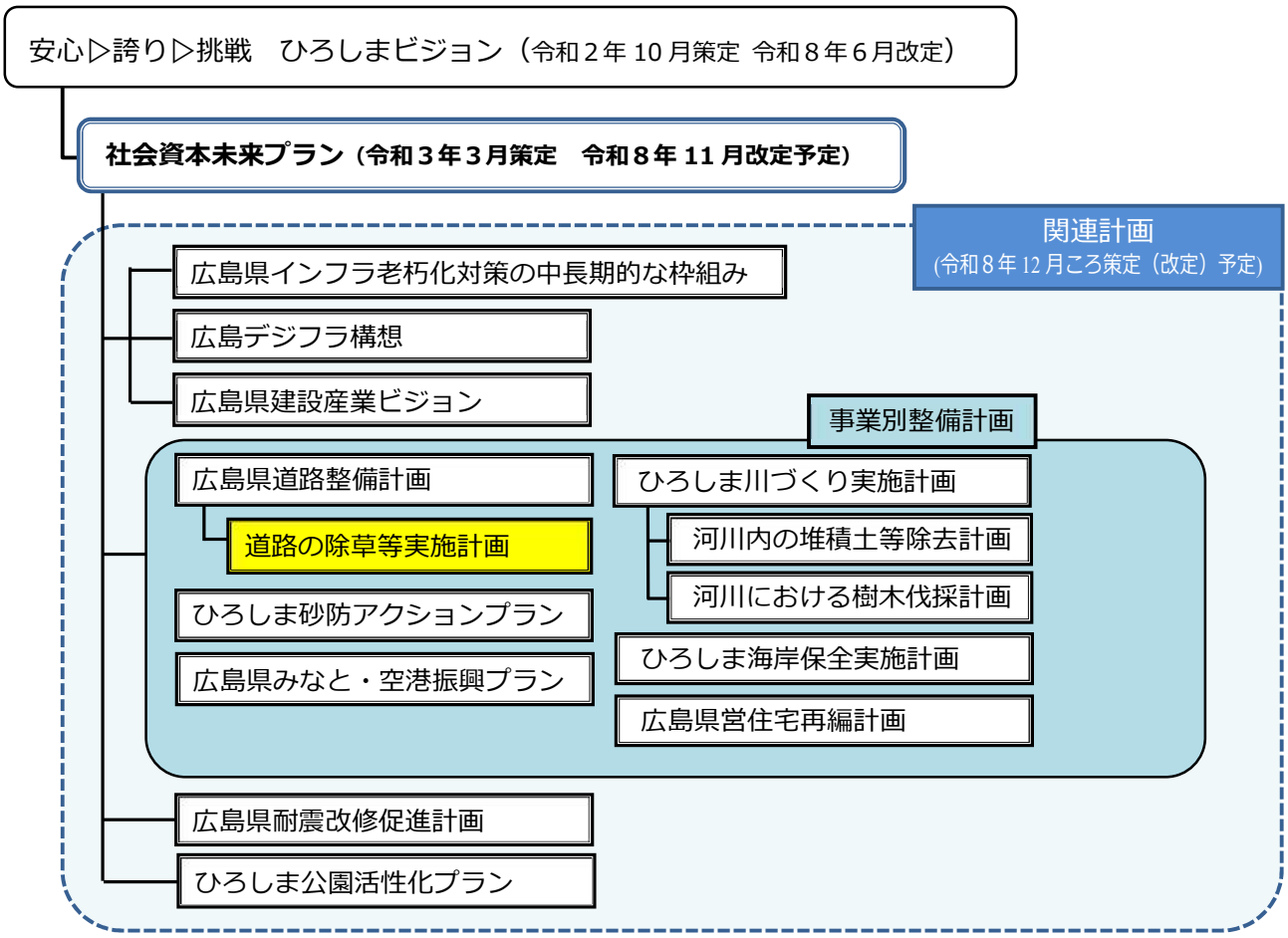
県が管理する道路の全区間

３　添付資料

別紙１　「道路の除草等実施計画 2026（案）」　【概要】

別紙２　「道路の除草等実施計画 2026（案）」　【本文】

4　参考



社会資本未来プランの計画体系

道路の除草等実施計画2026（案）【概要版】

別紙１

■趣旨

- 道路の除草対策は、安全な道路空間を維持するために重要な役割を果たしており、県が管理する道路延長約4,181㎞において、年１回の草刈りや通学路等の防草コンクリートの実施などによる除草対策の取組を推進
- 道路利用者等からは、依然として、道路利用の支障となる雑草や樹木への対応を求める声が多い
- 道路利用者の安全確保や景観維持を図るために、道路の除草や伐木に関する実施計画を作成し取組を強化

■概要

実施期間：令和８年度～令和12年度、投資予定額：概ね77億円（「広島県道路整備計画2026（案）の投資予定額の内数」）

これまでの取組状況

■ 定期的な道路の除草

✓ 県が管理する道路延長約4,181kmを対象に年1回の除草を実施
✓ 交通量の多い主要な国道や通学路、空港周辺の主要なアクセス道路などは、除草を年２回実施
✓ アダプト制度による支援

■ 道路の通行に支障となる伐木等

✓ 道路沿いの建築限界を侵している支障木の伐採
（民地から繁茂する支障木は、土地所有者と調整し、対応を検討）

■ 県土保全対策

✓ 定期的な除草に加えて、通学路や空港周辺の主要なアクセス道路や観光ロードなどは、コスト縮減効果が見込める防草コンクリート等を重点的に実施（平成30年度～）

除草等に対する課題や住民ニーズ

■ 課題や住民ニーズ

✓ 歩道への木枝の張り出しや歩道のひび割れに繁茂する草によって歩道利用者の通行に影響
✓ 近年の豪雨災害などにより、各地で道路上に流出した土砂等が固まり草が繁茂する要因

■ 課題や住民ニーズに対応するための試行実施

✓ 多様化する住民ニーズに適切に対応するために、路肩・側溝の堆積土除去や歩道の舗装のひび割れの補修、歩行者の安全確保のための伐木などを試行し、効果を検証（令和６年度～７年度）

実施方針

- 道路利用者の安全・安心を確保するために、これまで実施してきた除草対策を推進
- 令和６年度～７年度に実施した除草対策の試行結果を踏まえ、県内全域において新たな取組を展開（実施期間中において道路利用者等から要望があった新たなニーズにも柔軟に対応）

■ これまでに実施してきた取組を継続

① 除草対策の確実な実施
② 通学路や観光ルートなどに加え、交通量の多い箇所など住民ニーズの高い箇所に対する防草コンクリート対策

■ 新たな取組

① 草の繁茂原因となる路肩や道路側溝の堆積土の除去
② 歩道舗装のひび割れから繁茂する雑草に対する舗装補修
③ 通学路等緊急性が高い区間の伐木
④ 定期的な路面清掃
⑤ 除草剤の使用（実施区間は、地元調整が可能な箇所に限る）

新たな取組のイメージ



別紙２

道路の除草等実施計画 2026（案）

令和８年〇月

広島県土木建築局

道　路　整　備　課

目　次

Ⅰ　概要　・・・

Ⅰ　概要

１　策定の趣旨

道路の除草対策については、安全な道路空間を維持するために重要な役割を果たしており、本県では、県が管理する道路延長 4,180.9㎞（令和８年４月１日時点）において、年１回の草刈りを実施するとともに、通学路などにおける防草コンクリートによる除草対策を行うなど、さまざまな取組を実施しているところです。

一方で、道路利用者等からは、依然として、道路利用の支障となる雑草や樹木への対応を求める声が多くあります。

このため、道路利用者の安全確保や景観維持を図るために、道路の除草や伐木に関する計画を作成し、取組の強化を図ります。

２　位置づけ

「広島県道路整備計画 2026（案）」では、施策の１つとして、「道路施設の適正な維持管理」を掲げ、「より効果的・効率的な除草・伐木対策などによる道路環境の保全を図る」こととしています。

本計画では、この施策を推進するための具体的な取組内容をとりまとめたものです。

Ⅱ　現状と課題

１　これまでの取組内容

（１）除草対策の経緯

道路の除草については、広島県が管理する道路延長 4,180.9km（令和８年４月１日時点）を対象に年１回の除草を行っています。平成 26 年度からは、交通量の多い主要な国道や通学路、空港周辺の主要なアクセス道路、観点から観光ロードなどを対象として、年１回から２回に除草頻度の見直しを行っています。

また、平成 30 年度からは、県土保全対策として、従来の除草対策に加えて、通学路や空港周辺の主要なアクセス道路や観光ロードなどにおいて、法面の補強や長期的な維持管理費の軽減などに資する防草コンクリート等を重点的に実施しているところです。

さらに、多様化する住民ニーズに適切に対応し、除草対策を効果的・効率的に実施するために、令和６年度から令和７年度に新たな除草対策の試行を行いました。

（参考）これまでの除草対策の取組状況

年度	実施内容
平成 22～25 年度	年１回実施 （見通しの確保が図れない区間や道路幅員が確保できない区間など、交通安全上支障となる箇所などにおいては必要に応じ追加実施）
平成 26 年度～	年２回実施 （【対象路線】 ①道路利用者の安全を確保するために必要な路線 ⇒交通量の多い主要な国道、通学路の歩道未整備区間 ②交通拠点となる空港などの施設周辺の路線 ⇒空港周辺の主要なアクセス道、 市街地中心部の植樹帯を整備している区間 ③広島県の観光拠点へのアクセスのための路線 ⇒観光ロード、サイクリングロード）
平成 29 年度	現在の除草業務に加え、現地の状況をより踏まえた管理水準（実施頻度・除草幅）となるよう実施（伐木処理を含む）
平成 30 年度	県土保全対策として防草コンクリートを追加（総延長 259km） 【対象路線】①通学路、②観光ロード、③空港周辺の主要なアクセス道路
令和６～７年度	これまでの除草対策に加え、路肩の堆積土除去、歩道舗装など、除草対策の充実・強化の取組を試行

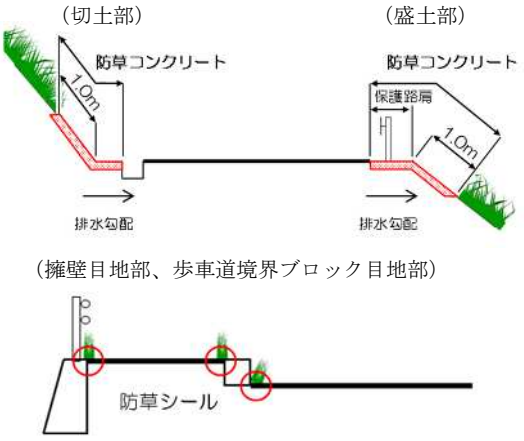


図１　防草コンクリート対策のイメージ



防草コンクリートの施工状況

（２）道路管理延長の推移

県が管理する道路延長は、新規の道路整備や国や市町との管理移管などにより、年度によって異なりますが、過去 10 年間は、緩やかに増加傾向に推移しており、これにより、除草等の対策が必要な箇所も増加しています。

（単位：km）

H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
4,158	4,166	4,168	4,173	4,177	4,176	4,175	4,176	4,177	4,181

表１　過去 10 年間の道路管理延長の推移

（３）アダプト活動（マイロード）

広島県が管理する道路の環境維持を目的としたボランテイア活動について、除草等を実施する団体等の活動を支援しています。

２　除草対策に対する要望状況

令和４年度から５年度に道路利用者等からいただいた主な要望内容を取りまとめたところ、歩車道境界ブロック沿いに堆積した土砂からの草の繁茂への対応や歩道内の防草対策など、除草対策に対するさまざまな要望をいただいています。

【主な要望内容】

項目	内容
除草	・年１回で法長１メートルの除草幅の拡大 ・年１回の草刈り回数の増加 ・個人やボランティアで実施した刈草の処分 ・田畑等の私有地に隣接する箇所の除草
路面清掃	・歩車道境界ブロック沿いに堆積した土砂に繁茂する草への対応 ・道路側溝に堆積した土砂に繁茂する草への対応 ・道路面の落ち葉等の清掃
歩道の防草対策	・歩道の舗装の割れ目に繁茂する草への対応 ・草の繁茂に対する歩行者の安全確保 ・インターロッキング舗装の目地に繁茂する草への対応
伐木	・大型車や新車運搬の天井に接触しないか不安 ・道路区域内の枯木が隣接する民地へ影響 ・カーブの視距確保のための伐採



劣化した歩道舗装に繁茂する草の状況



道路への木枝の張り出し状況



歩車道境界ブロック沿いの堆積土から繁茂する草の状況草

３　課題

道路利用者等からは、歩道への木枝の張り出しや歩道のひび割れに繁茂する草によって歩道利用者の通行に影響が生じているなど、歩道の除草対策を求められています。

また、近年の豪雨災害などにより、各地で道路上に流出した土砂等が固まり、草の繁茂原因のひとつとなっています。

Ⅲ　除草対策の新たな取組の試行（令和６年度～７年度）

１　試行内容

除草に対する道路利用者等の要望状況を踏まえ、今後の除草対策をより効果的・効率的に行うために、令和６年度から７年度にかけて従来の除草対策に加えて、新たな取組を試行しました。

これまでの取組(継続実施)	
除草	原則年１回実施 交通量が多い通学路や観光周遊ルート等は年２回実施
伐木	通行に支障となるものについて個別に実施
防草コンクリート対策	年２回除草を実施している箇所のうち歩道未整備区間や空港周辺の主要アクセス道路等において、張コンクリート等を実施

＋

新たな取組(試行)
●草の繁茂を抑制する取組 ①草の繁茂原因となる路肩の堆積土の除去 ②定期的な路面清掃のための機械の導入 ③除草剤の試行
④通学路等緊急性が高い区間の伐木
●通行の支障となっている歩道舗装のクラック等に繁茂する雑草に対応 ⑤舗装補修・端部の防草処理を実施

２　試行結果

（１）草の繁茂原因となる路肩の堆積土の除去

ア　実施内容

19 路線 35 区間（約 20.8 ㎞）で実施

イ　効果及び課題等

・堆積土除去を行った箇所の１年後の草の繁茂状況を確認した結果、ほとんどの箇所で草が繁茂していなかった。ただし、一部の土砂流入の多い箇所においては、再度、草の繁茂が確認された。

・歩道内の堆積土除去については、歩道舗装のひび割れ対策を同時に行わなければ、１年後に再度草が繁茂している状況となっていたが、歩道舗装と合わせて堆積土除去を行った箇所は、９ヶ月経過後も効果が持続している。

ウ　まとめ

・堆積土除去の効果を持続させるためには、新たな土砂が供給されないよう、定期的な路面清掃を行うことや舗装ひび割れ対策などの草の発生源への対策を合わせて行うことが重要。

【堆積土除去のみを実施した箇所】

舗装のひび割れに草が繁茂している


着手前


工事後


１年後

【堆積土除去と歩道舗装を合わせて実施した箇所】

堆積土除去の効果が持続している


着手前


工事完了後


９ヶ月後

（２）定期的な路面清掃のための機械の導入

ア　実施内容

３路線３区間（約 1.0 km）で実施

イ　効果及び課題等

・専用機械を借用し、土砂撤去を実施したところ、固結した土の除去には時間を要するものの、作業の効率化が図られた。

・粉塵が発生するため、実施場所に応じて、工事箇所周辺への配慮が必要である

・50 cm以上の丈の草がある状態では、機械施工ができないため、除草後でなければ機械が使用できない。

・単純な路面清掃車は流通しているが、固結した堆積土を除去するためには強度の高いブラシが必要になるなど、特殊な車両が必要であり調達が困難である。

ウ　まとめ

・専用車両での施工は、作業効率の向上につながるものの、特殊機械が必要であり、国内で調達が困難なため、新たに製造する必要があり、早期に実施することは困難である。

【専用車両による作業状況】


使用機械


作業状況


作業後

（３）除草剤の使用

ア　実施内容

５路線５区間（約 0.7 ㎞）で実施

イ　効果及び課題等

・除草剤を散布した箇所は、一定期間は草が枯れ、除草作業と同様の効果が確認できた。

・除草剤は、農林水産省が定める環境基準に合致する材料を選定したが、地域住民からは、除草剤が健康面や周辺環境に悪影響を与えるものと懸念されるなど、散布することに理解が得られない場合があり、散布場所は山間部に限定された。

ウ　まとめ

・除草剤は、国の基準に準拠して使用したが、地域住民からは、健康被害や農作物への影響に対する不安の声が多かったため、使用する場合には、周辺環境等を考慮し、慎重に箇所の選定を行う必要がある。



作業状況



効果発現時

（４）通学路等緊急性が高い区間の伐木

ア　実施内容

30 路線 41 区間（73 箇所）で実施

イ　効果及び課題等

・通学路等の歩道の伐木を行うことで、通行車両の視距を確保できるとともに、歩道利用者の安全確保につながった。

・積雪が多い地域においては、降雪時に道路沿いの木の枝が大きく垂れ下がり、除雪作業に支障となるため、除雪期前に伐木を実施することにより、除雪の作業効率の向上につながる。

・道路の通行の支障となる雑木を伐採する場合、山間部においては、所有者不明の土地等がある場合は、土地所有者との調整ができない場合があり、建築限界を侵した木の枝打ち程度しかできない場合がある。

ウ　まとめ

・通学路や積雪が多い区間の伐木は、歩道の通行者の安全を確保する上で有効な対策である。また、歩道内の伐木により、車道の通行車両の視距確保にもつながることが確認できた。

木が歩道を覆い、通行の支障となっている



工事実施前

伐木により、歩道の空間確保及び視距確保



工事実施後

（５）通行の支障となっている歩道舗装のひび割れ等に繁茂する雑草に対応

ア　実施内容

18 路線 24 区間（約 6,900㎡）で実施

イ　効果及び課題等

・歩道の舗装補修により、除草が不要となり、歩道利用者の走行性も向上した。

・歩道舗装にあわせて防草コンクリートを一体的に整備した箇所は、草の繁茂原因の除去や堆積土砂の撤去がより確実に行えるため、除草対策の効果がより高くなった。

・工事後１年経過した状況を調査したところ、一部で舗装の目地に入り込んだ土砂から草が生えていることが確認されたが、除草作業が必要なほどの繁茂状況ではないため、除草作業のコスト縮減につながることが確認できた。

ウ　まとめ

・歩道舗装とあわせて防草コンクリート対策を行った箇所では、除草効果が大きいため、複数の取組を組み合わせて実施することが重要であることがわかった。

【歩道舗装のみを実施した箇所】



工事着手前



工事実施後

【歩道舗装と防草コンクリートを合わせて実施した箇所】　単独の対策に比べ除草効果が高い



工事着手前



工事実施後

Ⅳ　取組方針

１　実施期間

令和８年度～令和 12 年度（５年間）

２　投資規模

概ね 77 億円

※広島県道路整備計画 2026（案）の内数

３　取組内容

道路の除草対策については、道路利用者の安全・安心を確保するために、これまで実施してきた除草対策を推進するとともに、令和６年度～７年度に実施した試行結果を踏まえ、県内全域において新たな除草対策を推進し、除草対策の強化を図ります。

また、実施期間中おいて道路利用者から要望のあった新たなニーズに対しても、柔軟に対応します。

これまでの取組を継続

① 除草対策の確実な実施

② これまで実施してきた通学路や観光ロードなどの箇所に加え、交通量の多い箇所など住民ニーズの高い箇所に対する防草コンクリート対策

新たな取組

① 草の繁茂原因となる路肩や道路側溝の堆積土の除去

② 歩道舗装のひび割れから繁茂する雑草に対する舗装補修

③ 通学路等緊急性が高い区間の伐木

④ 定期的な路面清掃

⑤ 除草剤の使用（実施区間は、地元調整が可能な箇所に限る）

注）現地状況に応じて、複数の取組を組み合わせ、最も除草効果が得られる方法を採用

Ⅴ　新たな取組の検討

本計画において、新たな取組として実施する内容のほかにも、道路除草に関する新技術も多く開発されています。

また、国や他の自治体においても、除草剤の使用など、除草対策を推進されているため、引き続き、より効果的・効率的な除草対策が実施できるように調査・検討を進め、除草対策の充実・強化を図っていきます。

道路の除草等実施計画 2026

令和８年〇月

広島県土木建築局道路整備課

〒730-8511　広島市中区基町 10-52　TEL082-513-3904（直通）